

利用／乱用される被爆の記憶

新木 武志

一 はじめに

一九四五（昭和二〇）年八月九日にアメリカ軍が長崎市北部の浦上上空に投下した原爆によって、当時の長崎市の人口約二十万人のうち七万人余りが死亡し、五万一〇〇〇戸の住宅のうち一万八〇〇〇戸余りが被害を受けた。ただし、長崎市は三方を山に囲まれた地形のため、原爆被害は浦上地区に集中し、山の陰になった南側の旧市街地は被害をほとんど受けなかった¹。

原爆で壊滅した浦上は、江戸時代から明治のはじめまで迫害され続けたキリシタン信徒が居住するとともに、それと隣り合わせに被差別部落がおかれた地域であり、その住民は長崎旧市街の人たちから差別され、蔑視されてきた。また、大正期には長崎市に編入され、三菱重工株式会社長崎兵器製作所や長崎造船所電機製鋼工場が建設されるなど、長崎が長崎港を中心に日本のアジアへの帝国主義的拡大の拠点としての役割を積極的に担っていくなかで、日本の軍事的進出を支える軍需工場を中心とした工業地域および新しい住宅地域として注目されていた地域でもあった。

一九三二（昭和七）年に出版された仁尾環『長崎の史蹟と名勝―雲仙と其附近並に諫早地方』（宮本書店）では、浦上天主堂の紹介のなかで浦上のカトリック信徒について、「現に彼等は市民から「クロ」と賤称されて居るが、これは徳川幕府の切支丹に対する圧迫政策から生まれた侮蔑精神の現はれが尚残つて居るものである」と記されており、昭和期になっても浦上は長崎旧市街の人たちから差別や蔑視のまなざしで見られていたことがわかる。

この浦上で被爆した永井隆は、戦後、その著書『長崎の鐘』（日比谷出版、一九四九年）などで、世界戦争という人類の罪悪の償いのために浦上が犠牲となり平和が訪れたのであり、カトリック教徒が住む浦上に投下された原爆は「神の摂理」であったと主張した。高橋真司はこれを浦上燔祭説と名づけ、日本の戦争責任やアメリカの原爆投下責任を免責する役割を果たしたと批判するとともに、その主張の背景には港長崎（旧市街）とキリシタン長崎（浦上）の対立があり、諏訪神社の祭礼「くんち」を盛り立ててきた旧市街の人々による原爆を諏訪神社にお詣りにこない浦上の人々への天罰とした俗説に対する切り返しの論理として主張されたと指摘している²。

つまり、原爆被爆後の長崎では、長崎の旧市街と浦上の対立（差別）を反映して、原爆被害は浦上に限定された地域的な被害とみなされ、原爆は「天罰」あるいは「神の摂理」と主張されたのである。

しかし、その後、長崎市は原爆によって長崎が犠牲となり平和をもたらしたと訴え、「国際文化都市」となり国庫補助を受けて長崎の再建に取り組むようになり、そのなかで原爆の傷跡は観光

資源とみなされるようにもなった。さらに、核の脅威の高まりとともに、長崎市は被爆の惨状を訴え長崎を最後の被爆地とすることを世界に呼びかけるようになり、被爆の記憶は「平和都市」としての長崎のアイデンティティを支えるようになる。

長崎の地域的な対立（差別）を反映した原爆観は、その後の政治・経済・社会状況を反映してさまざまに語り直され、被爆の記憶は政治的・経済的・社会的に利用されていくのである。ただし、被爆の記憶が多様に利用され継承されるなかで、長崎の地域的な対立（差別）や長崎が日本の帝国主義的拡大の拠点としての役割を担ってきた過去は、決して消し去られてしまうことなくさまざまに作用することになる。

そこで、ここでは、被爆後、長崎が再建されていくなかで被爆の記憶がどのように語られ、そして利用あるいは乱用されてきたのかについて具体的にたどりながら、そのなかで長崎の地域的な対立（差別）や長崎の帝国主義的拡大拠点としての過去が、どのように作用してきたのかを明らかにしてゆく。それをもとに、被爆の記憶をめぐる現状とこれからの被爆の記憶の継承のあり方について考察してみたい。

二 戦災都市から国際文化都市へ

戦後の長崎市は、一九四六（昭和二一）年九月に罹災面積二〇三万坪余のうち、爆心地の北側にあたる大橋以北の三菱兵器工場一帯を除外した一一七万坪を復興特別都市計画をおこなう戦災都市（全国一二五都市）に指定された。

その後、同年一二月に大橋以北の六四万余坪が追加され、復興土地区画整理区域は一八〇万坪となったが、この復興計画の中心にいた長崎県土木部の矢内保夫は後に、一九四五（昭和二〇）年九月初頭、復興の区域について本省から復興計画を持って出てこいといわれ、「浦上駅のあたりまでも市街地になれば立派なものだろう」という考えのもとに、市街地の焼けた所から浦上駅前付近までの約六〇万坪位を区域として、図面に色を塗って上京したが、その後、長崎市の土木課長であった今泉佳三郎が、浦上駅までではなく、もっと景気よくやるべきだと考え直してすぐに上京し、一八〇万坪の区域に決定したと述べている。

さらに、矢内は、一一七万坪の復興土地区画整理区域を委員会に提案したときには、「長崎市はご承知の通り原子爆弾で浦上方面を中心と致しまして約二百万坪の土地が全くの廃墟となって失ったのでありますが、不幸中の幸とでも申しますか、所謂市街地の中心は大部分残っておりますし、一口に罹災地と言はれております内には余り市街化していませんので区域もありません。従いまして、復興の対称（ママ）とする区域も罹災地全部と言ふのではなく、将来どれ位の人口になるだろうかと考へまして、それを收容するに必要な区域を土地区画整理区域としたのであります」⁴と述べている。

つまり、戦後の長崎市の復興計画の中心となっていた矢内は、長崎の復興を旧市街地中心に考え、復興土地区画整理区域は旧市街の北に位置する浦上駅までしか想定せず、そのさらに北にあり原爆で壊滅した松山、山里地区は除外しており、その後拡大された対象地域も、将来市の人口がどれ位になるかという点から考え、

その人口を収容するのに必要な地区という観点から提案したものであった。

こうして、長崎では旧市街を中心に構想された戦災復興事業が開始されていったのであるが、一九四九（昭和二四）年五月に、国会では「国際文化の向上を図り恒久平和の理想を達成するため長崎市を国際文化都市として建設する」（第一条）ことをかけ、「国および地方公共団体の関係諸機関は「…」その事業の促進と完成とに出来る限りの援助を与えなければならない」（第三条）と定めた「長崎市国際文化都市建設法」が可決され、同法は住民投票を経て八月九日に公布された。そのため、この後の長崎市は、戦災都市としての特別都市計画を変更し、同法にもとづいた「国際文化都市」としての建設をめざすことになった。

ただし、長崎市は、この「国際文化都市」建設についての構想を練り上げていたわけではなかった。当時広島市長であった浜井信三によれば、広島市が原爆被害から復興するために特別の国庫補助を得ようとして特別法制定のための運動を展開した結果、GHQの国会担当官のジャスティン・ウィリアムズの支持を得て、民主自由党が「広島平和記念都市建設法」を国会に提案するまでにこぎつけたが、このとき長崎が割り込んできたとされる。浜井はこのときのことを、「長崎県選出の議員団から」待ったがなかったのである。法案に、長崎を一枚加えて、「広島・長崎平和記念都市建設法」にしるといいだした。もしもそうしないなら、自分たちはこの法案に賛成しないばかりでなく、長崎県の民自議員は連袂脱党する、と強硬に尻をまくって来たのである。民自党幹部は困りはてて、しばらく二の足をふみ、法案の提出は見あ

わせるといいだした。「…」結局、この大野の、民自党役員会での尽力もあって、長崎は別に「長崎国際文化都市建設法案」というのをつくり、広島と同時に提出するということになって、この問題も決着を見た」と述べている。

長崎の側でも、同法制定について当時長崎市議会議員であった杉本亀吉は、「広島市は早くからアメリカ軍政府に対して国会議員と県、市の理事者、議会が一体となって強力な運動をしたため広島市は広島平和都市として建設を行うため特別法が制定されることにGHQもそれを承認したとのことであった。そのような話を若松代議士からお聞きしたので直ちに私達も若松代議士を先頭に立って貰い、GHQに対して広島と長崎は同じ原爆都市であるから被爆の状態は同じであると訴えたのである。「…」GHQの方でも広島市だけを特別にすることは正しくないとの意見が強くなってきたのであった。GHQの方から若松代議士が招かれて貴方の要請はもつともであるからGHQの方でも了解する。そのかわり広島市が平和都市であるから、長崎市は国際文化都市にしたかどうかと云う話があったそうである」と記しており、広島島の動きに便乗するかたちでGHQに働きかけをおこなったことを認めている。

また、当時、長崎市の建設局長を務め、長崎市の戦災復興計画と事業に関わってきた成瀬薫も、広島で特別都市法制定の動きが出てきたので、この動きに乗るかたちで、「（広島で）「平和という言葉は出たものですから、特別法に同じもの二つはできんと、それじゃ向うが平和なら長崎は文化の発祥地だから文化という言葉が出て、国際文化にしよう」と述べており、また、平和とい

う意識については、「原爆で住む家もない、打ちひしがれた一般市民の中からそんな声は出ませんよ。家を焼かれ家族をなくしたものに、極端にいえば平和も文化もあるかた、そんなことより俺らの生計を保障しろということが先になるんじゃないですか。行政としてはね、国が補助を出すのに何か一つの目標を出さなきゃというんでいろいろ考えた結果なんですよ」と証言している。

そして、この法案が審議された一九四九（昭和二四）年五月一日の衆議院本会議では、長崎県選出の若松虎雄議員は、次の四点をあげて提案の趣旨説明をおこない賛同を求めた⁹。

(1) 吾人は原爆を契機として神の与えた世界平和確立ののろしに目ざめ、人類文化に寄与するに十分な施設をとゝのえた聖都長崎を建設する資格がある。

(2) 長崎市の復興については伝統的な国際文化を中心として計画すべきである。

(3) これまた終戦以来の内外から長崎に対してよせられた同情と援助とに報いる所以である。

(4) 更に永井博士に思いを致す時この法律は博士の心にこたえるものであり、全市民の喜びはこれに越すものはない。

ここでは、最初に「原爆を契機として神の与えた世界平和確立ののろし」と呼んでいるように、四点目で特に言及している永井隆による原爆を「神の摂理」とした見解を一部利用することによって、長崎が「聖都」と位置づけられ、国際文化都市とすべきことが強調されている。つまり、「国際文化都市建設法」は、長崎市が国庫からの特別の補助を受けるために、広島市に便乗し、平和や文化という意識も薄いなかで「国際文化」という名称もG

HQによって示され、永井隆が浦上信徒のために浦上こそが神によって選ばれ世界に平和をもたらした犠牲と語った浦上燔祭説を横領するかたちで、長崎市を平和確立のための犠牲として位置づけ、日本政府やアメリカの戦争責任や原爆投下責任を不問に付しつつ制定されたものだったのである。

三 原爆の観光化と放置される被爆者

国際文化都市建設事業は、最初の計画案では国際文化活動や科学・文化の教育及び研究、平和運動などための環境と施設を整えるなどの目標が掲げられ、一八三億八〇〇万円余の予算が計上された¹⁰。しかし、国際文化都市建設事業が始まったも、事業に取り組んでいた人たちが国際文化や平和を意識することはあまりなかった。長崎復興工事事務局で区画整理係や移転係を担当した向井武治は、平和都市をつくっているというイメージは日常的にはあんまりなかったと指摘し、「もちろん考える人はおったんでしようけど、私なんか特にそういうふうなことを考えるってことはありませんでしたからね」と述べている¹⁰。それは、国際文化都市建設事業のなかで記念事業として実施された平和公園の建設でも同様であった。

長崎市の土木部長を務め、その後長崎復興土地区画整理審議会長などを歴任した今泉佳三郎は、平和公園の建設について、「むしろ旧市内に関係のある所がいいんじゃないかといっていたんです。というのは、復興事業になりますと、復興に全部金をつぎ込んで、旧市内というのはちっとも潤わないからね、そういう政治

的な気持ちもありましてね」と述べ、長崎の旧市街地にある長崎県立長崎図書館の裏の長崎港を一望する立山に戦災記念公園を計画したことを証言している。

また、長崎県の職員で平和公園建設に協力した城浩は、「ちょっと高い所でございませうから、あそこから見れば長崎市内のどつちでも見えるわけなんですよ。それで施設そのものよりも、ここにさえ上つてくれば原爆、当時のこと、長崎の文化の過去のこと、その他将来の市の復興の状況がどのようになっているかということすべてがわかる、そういう記念公園にしたかったんです」、「ところが公園を長崎市へ引渡したら、いつのまにか施設を作られてしまつたんです」、「長崎市は平和公園を観光地ぐらいにしか思っていないんです。観光地でお客さんが来て、旅館が繁栄して、バス会社がかればそれはそれでいいんだと。その思想的な、あるいは宗教的、その他文化的な公園なんていう次元の高い考え方を、持っていないんですよ。」と述べ、長崎市に憎まれたと証言している。

さらに、平和公園には、原爆殉難者の慰霊塔の建設や、「原爆落下中心標」を永久的な記念碑に建て替えること、そして「国際文化都市の標」の建設が検討されるなかで、「平和祈念像」がこれらを包括するものとして一九五五（昭和三〇）年に建設されたが、その制作者である彫刻家の北村西望は「殊に長崎は国際文化都市と銘打つて立上つたからには観光上にも又都市美の関係からも他に見えない程出来る丈大きく又立派なものにしなければならぬ」と述べている。さらに、同年一月一八日付の『長崎民友新聞』に掲載された「さよなら一九五五年④平和祈念像始末記」

でも、平和祈念像について、「『平和長崎』のシンボルにふさわしく、長崎を訪れる観光客は一度は必ずこゝに立寄り観光資源としても大きな役割を果している」と評価されており、平和祈念像が観光資源として強く意識されていたことがわかる。

このように、国際文化都市建設事業のなかで建設された平和公園は、当初は政治的・経済的配慮から旧市街につくることが計画され、浦上地区に建設された後は「国際文化」や「平和」よりも、むしろ観光を強く意識した施設として整備されていったのである。戦後の長崎では、観光事業は国際文化都市の建設と経済の復興に寄与するものと位置づけられており¹³、観光施設の整備拡充が図られていたが、平和公園もその一環として整備されたのである。そして、この「国際文化」や「平和」よりも観光を重視する姿勢は、原爆被害を観光資源とみなすことにもなった。

一九五〇（昭和二五）年に長崎文化評論社から出版された『長崎文化』第二集に掲載されている白石嘉蔵「長崎市民見たまゝの記」には、「御諏訪さん、大徳寺、天主堂、オランダ屋敷、メガネ橋、支那寺等見物するのが拝むのか判らないが、一応常識として名所のやうである。ところが近代科学の最高峰をゆく原爆の一発が戦争を解決し、二千六百年を精算し、平和日本に代つたところに名所の追加がある。松山町の原爆中心地が世界的に浮びあがり日本は知らないがナガサキを知る外人から一段と長崎市が再認識された」と、原爆被害を長崎の観光資源とする見方が示されている。

同年に「原爆五周年記念号」として出版された『長崎文化』第六集でも、小川光彦長崎市観光係長による「原爆と観光」のなか

で、「長崎の史蹟は相当あるが真に観光客にアツピールする観光資源は少ないと思ふ。[････]この古いカラーを破つて大きく浮び上つた観光資源は世界に二つしかない原爆である」、「観光客は漸次増加しているが来訪客の長崎に対する興味の中に原爆の洗礼を受けたナガサキといふ大きな魅力が手伝つていることは間違いない又私が戦後斡旋した全ての内外の観光客は時間上他の史蹟を外しても爆心地をそのコースに入れることを希望している」と述べられ、原爆が長崎を訪れる観光客にとつて魅力的な観光資源となつてゐることが指摘されている。

ただし、同誌には、原爆被害の跡を平和教育の資料とすべきことを主張した論考も掲載されており¹⁴、編集後記では、「原爆地にしても、たゞそれを観光資源としてのみ珍重するならばやめたがよい。それだけのものならば、原爆の廃墟は民族の敗戦の産物にすぎず、いゝかえれば民族の邪欲の穴にすぎないのだから」、また、「原爆記念物がたゞ単に観光資源として、しかもそれが長崎市の経済的画策と結びついて考えられるならばこれも面白くない」戦争はいやだ。人間同志傷つけあうのはいやだ」という、われわれ民族の平和への希求を象徴するものとしてつよく、それを考えてほしい」などと原爆の観光資源化について批判的な見解が示されている。

しかし、一九五二(昭和二七)年に長崎観光協会が出版した『ながさき』第一号に掲載されている大久保月光「カメラバス案内記」では、「先づ、最初のコースは原爆中心地へ参ります。此処では未だ平和祈念像が未完成なので記念館の遺跡や原爆中心地の標柱を背景に記念撮影位で済まして下さい。次ぎは天主堂跡です。此

処では、相当破壊の跡を利用して芸術的な作品が出来る事でせう撮り様では、ローマの遺跡を思はず場面もありますし、壊れた使徒の像、アンゼラスの鐘等を配して、多角的に撮つて貰ひ度い処です。尚浦上地区の名物として、山王神社の一本足鳥居や医大の煙突等原爆遺物の珍らしい題材があります」と、原爆被害の跡を「芸術的」あるいは「ローマの遺跡」「珍しい題材」として紹介している。

そして、同誌のなかの「旅館の女中さんの座談会」でも、「原爆を観光の対象にしていいか、悪いかという議論もあるようでございますが、お客さんが、長崎と原爆を連想しておいでになつておられるのですから、原爆を御案内しないわけにはいかんのではないかと思ひます」という発言に続いて、「それに絵や写真は見たが、実際に残つてゐる被害跡はないかとお尋ねになるものから」、「私共も現実のもの、浦上天主堂の廃墟や一本足鳥居や医大の煙突などは保存していただきたいと思ひます」と、原爆の観光化を擁護し、そのために原爆被害の跡を保存する必要性が訴えられてゐる¹⁵。

このように、長崎市が「国際文化都市」となり、その建設が進められるなかで、それを補完する役割を担つた観光事業では、原爆の観光化が批判されながらも、観光客の需要に応えるといううかたちで原爆の傷跡が観光資源として重視されていったのである。

一方、国際文化都市建設事業自体は、期待した国庫補助を得ることができなかつたため、一九五〇(昭和二五)年度から実施された五カ年計画では、一二億五七六一万円の予算で戦災復興を主体とした事業となり、長崎市が掲げていた、国際文化活動や科学・

文化の教育及び研究、平和運動などのための環境と施設の整備はほとんど実現できなかった。

そのため、一九五二（昭和二六）年一月二六日の長崎市議会定例会での田川市長による施政方針では、長崎国際文化都市建設について「其の計画は長崎市百年の大計の為、土地区画整理を行い、乱雑な市街地を整然たる近代都市に仕上げることに重点が置かれているのでありまして」と、国際文化都市建設の中心が「整然たる近代都市」建設であると説明している。そして、田川市長は一九五四（昭和二九）年三月一〇日の定例会では、国際文化都市建設五ヶ年計画の事業実施について、「既に区画整理の終わった浦上地区には次々に住宅などが建設され、県、市の公営住宅も亦此の地区に建設を見、今や立派な都市住宅地としての形態が備わり旧態を脱して近代都市の容相が表われつつあります」と、その成果を強調している。

ただし、戦後の長崎の被爆者たちを取材した西村豊行は『ナガサキの被爆者―部落・朝鮮・中国』のなかで、浦上で被爆した老人の「原子前まで浦上は和やかでした。隣近所はみんな同じ信者でした。私の家は貧乏しておりまして。貧乏しておりましたが、平和で楽しかったものです。」「…いまは、関係のない他所者がほとんどでしょう。信者さんは原子でほとんど死んだのですから。浦上者でない人が、わが土地の顔して、よか家は建て、きれいな服ば着て」¹⁶ ということを紹介している。また、この土地区画整理の結果、被爆地域にあった被差別部落の真ん中には幅一〇〜一五メートルの道路が貫くことになり、住民は換地を提供されることもなく、安いお金で土地を収用され、その後町名も変更され

てしまった¹⁷。

以上のように、長崎市は、原爆被害を訴え、永井隆が浦上信徒のために語った浦上燔祭説を長崎市が横領するかたちで、長崎市を平和確立のための犠牲と位置づけ、国際文化都市建設に取り組んだのであるが、現実には「国際文化」や「平和」が意識されることなく、旧市街の利害を優先する発想のもとで、原爆を観光化しながら、浦上地区の開発を推進し、拡大する長崎市の人口を収容するための新しい住宅地としていったのであり、その結果、それまでの浦上の地域社会は解体されてしまったのである。

そのなかで、原爆障害者に救済基金を出すべきと市議会ですえられても、田川務長崎市長は「厚生省に行き頼末を詳細に述べ厚生省で治療対策は考えて貰っている」（一九五三年第二一回臨時会二月一日）と答えるのみで、被爆者は放置され続けていた。

四 「ナガサキ」の記憶と忘却

連合国による日本の占領は、一九五二（昭和二七）年四月に終わったが、それまで原爆についての研究報告や報道が禁止されていたため、その後も被爆の惨状は全国的に知られていなかった。ところが、一九五四（昭和二九）年三月にアメリカがビキニ島でおこなった水爆実験による第五福竜丸の被曝が報道されると、日本国内では核戦争や放射能への恐怖が呼び起こされ、原水爆禁止を求める国民運動が高まるとともに、放射能被害の実例として被爆者の存在が注目されはじめた。

一九五三（昭和二八）年七月に広島・長崎両市長らの名で国会

に提出した「広島長崎両特別都市建設事業の完成促進と原子爆弾による障害者に対する治療援助に関する請願書」は、原爆障害者の国費による治療を要請しているが、この請願書では原爆障害者「今なお爆発時の熱線による火傷癩痕を身体各部にとどめ、これがため運動障害を生じ職業能力を阻害されているものを始め」と、ケロイドに代表させている。ところが、ピキニ島での水爆実験後の一九五四（昭和二九）年五月に長崎市議会が採択した「原爆障害者治療費全額国庫負担要望に関する決議」では、「戦後九年余の今日、いまなお、被爆に際しての熱線によって火傷癩痕を身体各部にとどめ、これがため運動障害を生じ職業能力を阻害されている者及び原爆放射能による、いわゆる原爆症状に罹患して不測のうちに病死するものなど、市民の身体障害者は二千九百余名と推定されている」と述べている。

つまり、核戦争や放射能への恐怖が高まるなかで、ケロイドだけでなく、「原爆放射能による、いわゆる原爆症状に罹患して不測のうちに病死するものなど」が「発見」されたのであり、広島・長崎はこの原爆による放射能被害を訴えることによって、「ヒロシマ・ナガサキ」として核兵器の惨禍を世界に訴える地として認識されるようになったのである。

しかし、第二回原水爆禁止世界大会長崎大会（一九五六年）後に、長崎原爆青年乙女の会が発行した『ながさき』（第九号）に掲載された「世界大会を終えて私達の感想」には、「遠い他県の見知らぬ人からの慰問の手紙に感激するのに長崎市の人々（原爆を受けていない人）はまことに無関心のようだ」¹⁸と記されている。

さらに、一九五八（昭和三三）年には、長崎の被爆のシンボルと見なされていた浦上天主堂の廃墟が教会再建のために撤去され、その一部は爆心地の広場に移設された。浦上天主堂の廃墟について当時の田川務長崎市長は、原爆資料保存員会による保存を求めた答申を受けて保存の方向で動いていたが、一九五六（昭和三一）年にアメリカのセントポール市と姉妹都市提携のための渡米から帰国した後態度を変化させ、撤去されたといういきさつがある。

これについて、当時の市議員で保存を積極的に主張していた岩口夏夫は、アメリカで何かがあっているとしか考えられないと長崎の放送局NBCのインタビュウに答え、当時の日本における反原爆の運動の高まりのなかで、アメリカにおいて市長に対する何らかの働きかけがあった可能性を示唆している¹⁹。また、二〇〇二（平成一四）年八月八日付『西日本新聞』の特集記事「ナガサキの断層（中）」では、「ささやかれたのは、米国政府からの懇請、あるいは説得、あるいは圧力……。あくまで推測の域を出ない。だが、天主堂の残骸は、米国への怒りを再生産し続ける、そして世界中のカトリックを永遠に敵に回すものである。米国にとつて保存への動きは好まざることに違いなかった」と指摘している。

ただし、長崎で被爆した詩人の山田かんは、「市民の世論はむしろ原爆の悲惨な廃墟などはやく消して、その上に文化都市、文化国家があるんだという発想だった」²⁰と述べており、作家の井上光晴も、浦上天主堂の廃墟が撤去される現場にずっとその様子を観察していたが、現場にいたのは自分と工事人夫だけで、市民の誰ひとり駆けつけて来なかったと証言している²¹。

長崎市民の多くは被爆者について無関心であり、原爆について忘れたがっていたのである。浦上天主堂の廃墟がアメリカの働きかけによって撤去されたとしても、多くの長崎市民にとってその廃墟は観光資源としての価値が認められていたに過ぎず、その保存を求める声は一部に限られていたのである。

このような市民の原爆に対する無関心のなかで、長崎市は、原爆投下から一五年が経過した一九六〇（昭和三五）年によく被爆者の実態調査を実施したが、一九六〇年代後半になっても、「原爆ぐらい長崎市政で重大な関係を持ったものはないにもかかわらず、基本的資料となるべきものは、系統的に何ら整理、また確立しておりません。その他行政的にも行わなければならない問題が限りなく残っておりますのでございます」（一九六七年六月一九日の長崎市議会での杉本亀吉の発言）という状況であった。

そして、当時の被爆者の状況については、長崎大学の教員であった被爆者の岩松繁俊が、こころない非被爆者が「あれは被爆者だ」「うちの娘は嫁にはやれぬ」「うちでは被爆者は雇えぬ」と言っていて、被爆者の声に耳を傾けなかったことが被爆者を黙らせたこと述べている²²。また、一九七二（昭和四七）年出版の『長崎―爆心地復元の記録』には、浦上信徒の原爆観を集約した考え方として、「なぜ浦上に原爆を落としたのか、それは神の摂理であると答える。『…』ともすれば自暴自棄になりがちだった被爆後の苦しい生活をかろうじて支えてくれたのは信仰の力であった」という信徒の言葉が紹介されている。被爆者の多くは、差別や貧困のなかで沈黙し、浦上のカトリック信徒は原爆投下を「神の摂理」とする見解を受け継ぎ続けていたのである。

ところが、一九六〇年代末になると、厚生省が被爆者実態調査の結果として、「健康、生活の両面において国民一般と被爆者の間には著しい格差はない」と発表したことなきつかけに、被爆者を中心とした証言運動をはじめとする反原爆の活動がはじまった。一九七〇（昭和四五）年には被爆者による爆心地復元運動がはじまるとともに、長崎市被爆教師の会と長崎県被爆教師の会が結成され、被爆体験をもとにした平和教育の取り組みが始まった。

また、諸谷義武長崎市長も、一九六八（昭和四三）年の長崎市議会で、「何か原爆の洗礼を受けたのは広島市だけというような感じを国内でも受け取られておるのではないかと、かように考えているわけです。『…』長崎も広島以上にその被爆に苦しんでおるのだというような、世界にだけになく日本国内にもいわゆる俗にいう宣伝をするということを考えていないのかどうか」という質問に対して、「私もかねがね考えておったところでございます」と述べたうえで、「今後原爆に対する悲惨な方々の状態あるいはまたそういう当時の模様、あるいはこれによって今後人類の平和というものを心に訴えるようなことを進んでまいりたいという意図をいまいたしておる段階でございます」と答弁し、対応を約束した（第一回定例会三月一三日）。

その後、長崎市は被爆地復元運動を一九七一（昭和四六）年に市の事業とし、一九七三（昭和四八）年には国際文化会館に置かれていた原爆資料展示室を二倍に拡充した。一九七五（昭和五〇）年には広島市と広島・長崎平和文化都市提携協定を結び、世界平和に寄与することを誓い、一九七七（昭和五二）年には世界各国から平和と人類愛を象徴するモニュメントを寄贈してもらい、平

和公園を「世界平和シンボルゾーン」とする事業を開始するなど、平和都市「ナガサキ」をアピールするようになった。

こうして、一九七〇年代には、被爆者運動が活発化することともに、長崎市も原爆被害を世界に訴え、「ヒロシマ」と並ぶ「ナガサキ」を世界にアピールするようになり、世界の平和を希求する「平和都市」としての長崎市のアイデンティティが確立されていた。

ただし、その一方で、一九七一（昭和四六）年に長崎市教育委員会では、八月九日を登校日とする学校が増加するなかで、同日について、児童・生徒に「原爆投下の被害の概要と、その恐ろしさを知り、長崎市を平和で文化の豊かな市として発展させる覚悟をあらたにする日」であると市立小中学校に通知し、一九七二（昭和四七）年に県被爆教師の会が発刊した、（一）長崎市についての考察、（二）原爆投下の歴史的・政治的背景の探究、（三）被爆者の障害と窮状の理解、（四）平和実現の運動への取り組みの考察の四点を柱とした小中学生向けの『ナガサキの原爆読本』四部作について、その副読本としての採用を拒否した。そして、一九七七（昭和五二）年には、長崎市内の小学校で、校長が図書室に置いてあった『原爆読本』一五〇冊を撤去するという事件も起こっている。

さらに、長崎市議会では保守派の議員から、『原爆読本』は全く偏った戦争の資料が書かれており平和教育につながるとは思えないとする批判や、これまでの平和教育を「組合一方的」であったとして、「偏らない平和教育」をつくっていただきたいなどの発言がなされ（一九七七年第四回定例議会、六月一日・一六日）、

これを受けたかたちで、長崎市教育委員会は、翌年、『平和に関する教育の指導資料（試案）』を作成して「平和に関する教育の基本三原則」を定め、そのなかで「いわゆる「原爆を原点とする」ものではない」という方針を示した。

つまり、長崎市は、原爆被害や平和を世界に訴え、平和都市「ナガサキ」をアピールするようになったが、原爆投下の背景や理由、被爆者問題、平和運動などについては排除する姿勢をとり続けたのである。

一九八〇年代になると、米ソ間の緊張が高まり世界各地で反核運動が盛り上がり、長崎では、一九八一（昭和五六）年に来日したローマ教皇ヨハネ・パウロ二世が「戦争は人間のしわざ」と語ったことで、浦上信徒は原爆投下を「神の摂理」とする原爆観から解き放たれた。翌一九八二年には本島等長崎市長と被爆者の山口仙二が第二回国連軍縮特別総会で「長崎を最後の被爆地」と訴え、冷戦が終結した一九八九（平成元）年には、被爆体験の継承や核兵器廃絶などの内容を盛り込んだ「長崎市民平和憲章」が制定された。

そのなかで、長崎市教育委員会は、一九八二（昭和五七）年度から市内の小学校五年生の原爆資料展示室見学を始め、一九八七（昭和六二）年度には中学校校への原爆被爆パネル写真巡回展を開始した。そして、二〇〇一（平成一三）年には、「平和に関する教育の基本三原則」の中から「いわゆる「原爆を原点とする」ものではない」という文言を削除し、「被爆体験を継承し、平和の大切さを発信できる児童生徒の育成に努める」と付け加え、学校教育を通じた被爆体験の継承・発信を進めるようになった。

また、長崎では一九八二（昭和五七）年に「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」から『原爆と朝鮮人―長崎朝鮮人被爆者実態報告書（第一集）』が出版されるなど、加害の歴史との関わりから原爆について考える必要性も強調されはじめ、一九八九（平成元）年の長崎市による平和宣言では、初めてアジア太平洋戦争における日本の加害の側面に触れ、これ以降の平和宣言でも、日本の侵略・加害の歴史への反省と償いや、日本政府の被爆者に補償する義務、外国人被爆者の援護措置についても表明するようになった。

ところが、一九九二（平成四）年に、平和公園で原爆によって収容者全員が死亡した旧長崎刑務所浦上刑務支所の基礎部分の遺構が発見されると、その収容者の半数以上が中国、朝鮮半島出身者であったため、市民団体がこれを原爆被害と同時に植民地支配や強制連行など日本の加害責任を伝える遺構として全面保存を訴えたが、同時に反発の声もあがり、長崎市はその一部を保存するに留まった。一九九六（平成八）年には、新しく長崎原爆資料館が開館したときに長崎市が原爆前史のコナーで展示を予定していた「南京大虐殺」の写真が、市民団体や自民党市議団、中国側の要請などによって三度にわたって変更され、最終的に日本軍入城前日の南京中山路を行き交う群衆の報道写真の展示となった。さらに、二〇〇〇（平成一二）年には、長崎市と県が取り組んだ日蘭交流四〇〇周年記念事業のなかで、オランダ国立戦争資料館が日本のインドネシア占領に関する戦争展を原爆資料館で開催することを長崎市に要請したが、市が資料館は被爆の実相を伝える所であるとして断つたため、長崎の市民団体によって「日蘭戦争原爆展」が開催された。

このように、長崎市は、一九八〇年代以降、学校教育のなかでも被爆体験の継承を推進するとともに、日本のアジア・太平洋への侵略・加害の歴史の反省と償いなどについて公的に表明するようになったが、原爆投下を侵略・加害との関連で公的にディスプレイすることは、根強い反対に直面し抑えられ続けている。その結果、原爆は一貫してその歴史的経緯から切り離され、核時代のはじまりとしての「ナガサキ」の被爆の記憶のみが強調され続けているのである。

五 おわりに―語られない記憶の継承―

長崎市は、一九九三（平成五）年に平和公園聖域化検討委員会がまとめた『平和公園聖域化に関する報告書（平和祈念像前及び原爆落下中心地の整備について）』にもとづき、一九九七（平成九）年に原爆殉難者名奉安箱を平和祈念像前から原爆落下中心碑前に移し、この原爆落下中心碑を中心とした地区を聖域化して「祈りのゾーン」とし、平和祈念像を中心とした地区は「願いのゾーン」、長崎原爆資料館のある地区は「学びのゾーン」と位置づけた。その結果、現在、長崎市が作成している平和公園の案内パンフレットには、「平和公園の東地区は、祈念像地区、原爆落下中心地地区、長崎原爆資料館地区のそれぞれを「願いのゾーン」「祈りのゾーン」「学びのゾーン」と位置づけ、三地区の一体性、連続性に配慮した整備をおこないました。[...]平和公園は、時代を超えて平和の尊さを発信する拠点として、また新たな歴史を刻みはじめています」と紹介されている。

また、長崎市は、二〇〇一（平成一三）年に、平和公園を中心とした一帯を「平和公園地区景観形成地区」に指定し、地区内の建築物の高さや色彩などの基準の設定などをおこない、景観の保存を図っている。景観形成地区とは、長崎市が一九八七（昭和六二）年に制定した「長崎市都市景観条例」にもとづいて、「都市景観の形成に関し、基本的かつ必要な事項を定めることにより、自然と歴史にはぐくまれた長崎らしい魅力あるまちづくりを推進し、もつて豊かな市民生活と市民文化の向上に資する」（第一条）ことを目的として指定された地区のことで、一九九二（平成四）年には幕末から明治期にかけて外国人居留地となり当時の洋館群が残っている東山手・南山手地区、一九九四（平成六）年には江戸時代に建設された石橋群や寺院が建ち並ぶ中島川・寺町地区が指定されている。

長崎市都市景観課によるパンフレット『平和公園地区景観形成地区景観形成基準―平和と祈りを伝えるまちづくり』には、「平和公園地区は、原爆被災の体験をもとに核兵器の廃絶と世界平和を祈念する地区として知られています。今でも、各所に後世へ伝えるべき遺構が多く残っており、その遺構などを活かしながら、まちを個性豊かに育てていくことが必要です」と述べられている。

平和公園は、建設当初は観光を意識して整備されたが、一九七〇年代以降、「平和都市」としての長崎のアイデンティティが確立し、長崎市が被爆体験の継承に取り組み核兵器廃絶を世界に訴えていくなかで、「願い」「祈り」「学び」、「時代を超えて平和の尊さを発信する拠点」として整備され、それにともなつて、かつて、長崎の旧市街の人たちから差別され蔑視され、戦後の戦災復

興事業や国際文化都市建設事業によつて長崎の新しい住宅地として再建された浦上の平和公園を中心とした一帯は、「核兵器の廃絶と世界平和を祈念する地区」として「長崎らしい魅力あるまちづくり」の対象地域となつたのである。

そのなかで、平和公園では、浦上刑務支所の遺構のほとんどが地中に埋め戻され、原爆資料館での日本の加害展示が排除される一方、その表面は「平和」や「人類愛」を象徴したモニュメントで覆われ、その一帯に残る被爆遺構は「まちを個性豊かに育てていく」ための資産とみなされはじめてるのである。

平和公園の外では、一九八〇年代以降、爆心地近くにあつた城山小学校や山里小学校の被爆校舎が建て替えのために解体されるなど次々と被爆遺構が姿を消してきた。そのため、長崎市は刑務支所の保存が問題となつた一九九二（平成四）年に「被爆建造物等の取扱い基準」を作成し、被爆建造物の登録をおこなうなどの保存のための取り組みをはじめたが、その後も被爆遺構は失われ続けており、二〇〇四（平成一六）年六月には爆心地から南に約三キロの市中心部にあり、被爆直後に臨時救護所が置かれて数千人が治療をうけた新興善小学校の旧校舎が、長崎市立図書館の建設のために全面解体された。

さらに、現在、長崎市は、「長崎市のシンボルとして機能させる」²⁴ ことなどを目標にかかげ、江戸時代の出島の復元に取り組んでいるが、そのため、一九九八（平成一〇）年には、この地区にあり被爆建造物に登録されていた海江田病院が長崎市に買収されて取り壊されている。さらに、復元が進む出島では、現存しているかつての内外クラブの建物が被爆建造物であることも紹介さ

れることなく、明治期に長崎市が実施した長崎港の港湾改良事業によって出島は消滅し、そこを埋め立ててできた出島岸壁から出発した日本軍や長崎・上海間の日華連絡船が日本のアジア進出を支え、長崎がアジアへの帝国主義的拡大の拠点となっていた過去について語られることはない。

そして、「今でも当時の文化遺産が数多く残る長崎を代表する地区となっており、この貴重な財産を後世へ引き継いでいくことが大切」²⁵として、平和公園一带と同様に景観形成地区に指定されている東山手と南山手では、中国でアヘンの密輸をおこなっていたイギリスのジャーデン・マセソン商会の長崎代理人として派遣されたグラバーが、武器弾薬や軍艦を大名に売り込み巨利を得ていたこと、戦艦武蔵などを建造した三菱長崎造船所の対岸にある南山手が憲兵や特高による監視区域となり、特に造船所を見下ろすグラバー邸はグラバーの息子の倉場富三郎から三菱に譲られる憲兵隊の詰め所となったこと、そして富三郎は戦争中、特高や憲兵に監視され、終戦後間もなく自殺したことなどについて触れることはほとんどなく、そのグラバー邸やリンガー邸、オルト邸、そして大浦天主堂などが被爆建造物であることも語られない。

現在の長崎では、被爆の記憶は平和公園一带と八月九日を中心とした時空に封じ込められ、平和公園を中心とする一带は「核兵器の廃絶と世界平和を祈念する地区」とされる一方、出島や東山手・南山手などの長崎を代表する観光地では、原爆や戦争の記憶が排除されることによって、安心して長崎のエキゾティシズムを楽しむことができるようになっているのである。こうして、長崎を訪れる人は、旧居留地で「エキゾティックな長崎」の観光を楽

しむとともに、浦上で原爆について「学び」、平和を「願う」、死者に「祈り」を捧げる聖なる「祈りの長崎」を体験するのである。

ただし、一九九七（平成九）年には、長崎に修学旅行で来たいた中学生が、被爆体験の語り部の一人芝居の鑑賞中に騒ぐという事件が起こっており、被爆体験が切実に受けとめられない状況が生まれている。これは、核被害に関する情報の洪水による被爆地のカリスマ性の喪失や冷戦終結による核戦争の脅威の後退などの状況の反映であるとともに²⁶、長崎において、被爆の記憶が封じ込められ、観光や「まちづくり」に回収されるなかでリアリティを失っていることを示しているといえよう。

特に、平和公園は「時代を超えて平和の尊さを発信する拠点」として聖化され、モニュメントなどにより普遍化され抽象化された「平和」や「人類愛」を訴え、被爆遺構を「平和と祈りを伝えるまちづくり」の資産として活用することによって、この地で繰り広げられてきた差別や抑圧、強制連行や原爆による無差別殺戮などの重層的な過去から切断され、そのような過去が「殺菌」されたリアリティを欠いた空間となっているのである。

そのため、平和公園を訪れた人は原爆や平和について「学び」「願う」「祈り」ながらも、戦争責任や原爆投下責任の問題と向き合うことは難しい。さらに、日本の帝国主義的拡大の拠点としての役割を進んで担ってきた長崎の歴史、そのために差別され蔑視されてきた浦上が軍需工場を中心とする工業地帯とされていた歴史、そして、長崎の新しい住宅地として再建された浦上から排除された被差別部落の被爆者、放置され差別と貧困のなかで沈

黙ってきた被爆者らと出会うことも極めて困難である。

被爆体験を語る被爆者が少なくなり、被爆遺構も減り続けるなかで、必要なのは、「時代を超えて平和の尊さを発信する」¹⁾ではなく、その「時代」のなかでこれらの記憶が封じ込められ、「殺菌」され、語られなくなったことの意味を問うことである。

平和公園の表面がモニユメントで覆われ、出島や大浦天主堂、グラバー邸などが復元され整備されるなかで、そこで語られることのない記憶こそが、差別や抑圧、戦争や原爆をめぐる現状を語っている。その不在の存在を問うことによって、私たちは、容易に「時代を超えて」普遍化され抽象化されえない個々の被爆の記憶と出会い、それを受け継ぐことができるのである。

注

1 第二次世界大戦中、長崎市は、一九四五（昭和二〇）年四月二十六日に第一回の空襲を受け、その後、七月二十七日、同二十九日、同三〇日、八月一日に長崎造船所などが空襲され、住宅六五戸が全壊、一三七戸が半壊、死者一二二名、負傷者二七〇名を出す被害を受けていた。

2 高橋眞司「長崎原爆の思想化をめぐる一永井隆と浦上燐祭説」

『長崎にあつて哲学する―核時代の生と死』北樹出版、一九九四年。

また、片岡千鶴子は、永井の真意は、原爆天罰論を否定し、絶望する信徒を信仰に基づいて浦上を再建しようと呼び掛け、励まそうとしたものであったと永井を擁護している（片岡千鶴子「永井隆と『長崎の鐘』」長崎純心大学博物館磯村平和文庫編『被爆地長崎の再建』

長崎純心大学博物館、一九九六年）。

3 矢内保「長崎の復興事業」『新都市』第二五巻第一号、一九六一年、四五頁。

4 「資料四長崎市戦災復興計画における都市計画街路の考え方」石丸紀興「長崎市の戦災復興計画と事業―いくつかの談話と資料等による記憶―」広島大学工学部建築学教室都市計画研究室、一九八三年、六八頁。

5 浜井信三「原爆市長―ヒロシマとともに二十年」朝日新聞社、一九六七年、一三九―一五〇頁。

6 杉本龜吉著・発行『原子雲の下に』一九七二年、一六一―一六二頁。

7 石丸紀興、前掲書、三三頁。

8 長崎市議会事務局『議会月報』第五号、一九四九年五月二十六日発行。

9 「長崎国際文化都市建設事業計画案」長崎県立長崎図書館所蔵『長崎国際文化都市建設資料』所収。

10 石丸紀興、前掲書、二四頁。

11 同右書、二九頁。

12 北村西望「平和祈念像に就て」『長崎談叢』第三七輯、一九五五年。

13 長崎市役所総務部調査統計課編・発行『長崎市制六五年史（前編）』一九五六年、一五四―一頁。

14 木野普見雄「原爆都市の諸問題」、長崎市市長室「原爆資料保存に就いて」など。

15 同誌には「長崎名物アトム煎餅」という広告が掲載されており（八頁）、原爆が観光化されるだけでなく、商品化されている状況をう

かがうことができる。

- 16 西村豊行『ナガサキの被爆者―部落・朝鮮・中国』社会新報、一九七〇年、五〇頁。
- 17 磯本恒信「長崎の部落と被爆」長崎県部落史研究会編『ふるさとは一瞬に消えた―長崎・浦上町の被爆といま』解放出版社、一九九五年、二四頁。
- 18 小林徹編『原水爆禁止運動資料集』第七卷、緑蔭書房、一九九六年、二七九頁。
- 19 NBC放送局『神と原爆―浦上カトリック被爆者の五五年』二〇〇〇年八月六日放送。
- 20 「座談会」八〇年代の核状況と思想の課題』『季刊・長崎の証言』五号、一九七九年、二六頁。
- 21 「(インタビュー)」原爆の根源にあるものを撃つ―差別と天皇制と原爆―』『季刊・長崎の証言』三号、一九七九年、一一二―一二三頁。
- 22 岩松繁俊「ひとりの原爆被爆者として」長崎の証言刊行会編『長崎の証言一九七〇』あゆみ出版社、一九七〇年、二三五―二三六頁。
- 23 調来助編『長崎―爆心地復元の記録』日本放送出版協会、一九七二年、一五九頁。
- 24 長崎市『史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書』一九九六年、一頁。
- 25 長崎市都市景観課『洋館・石畳・港が語り継ぐまち―東山手・南山手地区』(パンフレット)。
- 26 ヨネヤマ・リサは、核被害に関する数十年間にわたるフィルム、写真、活字、絵画などによるシミュラクラの洪水がヒロシマのカリスマ性を失わせていると指摘し(米山リサ「記憶の弁証法―広島」『思想』八八六号、一九九六年)、藤原帰一は、冷戦の終結によって、核戦争の脅威が遠のくとともに被爆体験の意味が後退したと指摘している(藤原帰一『戦争を記憶する―広島・ホロコーストと現在』講談社、二〇〇一年)。